

都岳連は内閣府認可 公益社団法人に移行します

専務理事 亀山 健太郎

平成18年12月28日、東京都に社団法人として認可されて以来、都岳連は「正しい登山を指導普及して、その健全な発展を図り、合わせて登山を通じて都民体育の振興に寄与することを目的」に、この5年定款に定めた事業目的完遂のため様々な事業活動を続けてまいりました。

平成20年12月1日に施行された特例民法法人法関連三法案により、都岳連は自動的に特例民法法人となり、この特例民法法人法の定めにより、施行日より5年以内（平成25年11月30日まで）に

- 1) 公益社団法人への移行認可申請をする
- 2) あるいは一般社団法人の移行認可申請をする
- 3) または申請せずに解散する

かのいずれかを選択することになりました。

有識者を交えた検討会、三役会あるいは理事会等で選択肢を検討した結果、現業態のほとんどが公益目的事業であること、受講生が都内に限らず広範な地域から参加されていること、また、事業実施地域も広域にまたがっていること等を考慮した結果、1) の公益社団法人への移行認可申請をすること、さらに認可申請先を東京都から内閣府にすることに決定し、本年2月ならびに5月の総会にて正会員の皆様方に本方針を諮り、承認をいただきました。内閣府による公益社団法人の認可を、遅くとも平成25年3月末日までに受ける

ことを目標に、現在申請書類の準備・作成を進めております。

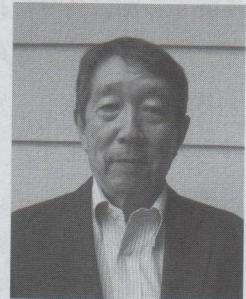
公益社団法人移行には、厳しいハードルをクリアしていかなければならず、また移行後も法人としての厳正なガバナンスとコンプライアンスが必要ですが、公益社団法人に移行することにより得られるメリットが幾つかあります。

- 1) 社会的信用力が一般社団法人や一般財團法人と比較して優れています。
- 2) 特定民法法人（従来の社団法人や財團法人）が享受していた税制優遇措置に比較して遙かに優れた税制優遇措置が受けられます。

優遇措置としては以下の事項があります。

- * 法人税法上の優遇措置（収益事業課税）
- * さらに公益目的事業が法人税法上の収益事業から除外され非課税
- * みなみ寄附金制度あり
- * 特定公益増進法人となり寄附者への優遇措置
- * 利子等に係る源泉所得税の非課税

このような公益社団法人に付与された各種のメリットを生かし、公益社団法人として活動を続けるには、いくつかの従わなければならない条件が法律で定められています。



1. 事業目的と内容

公益目的事業を主として事業展開をしなければなりません。これは、公益法人認定法の目的事業に「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」とあり、別表各号には23項目が挙げられております。

都岳連事業は、その第9項、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業。ならびに第16項、地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備の目的に合致する事業、の範疇にあります。

この事業目的に合致するように、公益社団法人移行後の都岳連定款第4条には以下の事業目的が列記されています。

- (1)登山道徳の啓発及び普及
- (2)登山技術の指導
- (3)山岳遭難の予防と遭難対策に関する事業
- (4)山岳スポーツ競技の普及及び推進
- (5)山岳指導者の育成
- (6)登山に関する刊行物、機関紙の発刊及び映像制作
- (7)登山施設の調査及び設置
- (8)山岳自然保護運動の推進
- (9)高所登山の研究と国際交流
- (10)登山に係わる保険・共済事業の運営
- (11)その他本会の目的を達成するために必要な事業

山岳スポーツ競技には、スポーツ・クライミング、山岳スキー、トレイルランニング、その他幅広い競技事業があり、選手育成、競

技事業の普及活動も含まれます。

2. 公益社団法人の財務について

公益社団法人では財務4基準として以下が掲げられています。

- (1)収支相償：公益目的事業において、事業による収益がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという規定です。
- (2)公益目的事業比率：事業費用が100分の50以上でなければいけません。
- (3)遊休財産額：遊休財産額は年間の公益目的事業費をこえないこと。
- (4)財産の使用、処分の制限：公益事業等の利益の50%以上を公益目的事業に繰り入れること。

これらの基準を満たすにはあらたな会計基準を整備する必要があります。都岳連では公益社団法人移行後の円滑、かつ正確な財務処理を行うため、新しい会計ソフトを導入し、顧問会計士のご指導をいただきながら、財務関係者が基礎知識の吸収と会計処理の勉強を重ねております。

3. 必要な機関と役員の設置

公益社団法人には、必ず設置しなければいけない機関が2つあります。

- ・総会
- ・理事会

公益社団法人移行後の都岳連理事数は10名、監事は2名の陣容となります。これら役員は既に平成24年5月の総会にて承認されております。詳しくはホームページの総会議事録をご参照ください。

4. 役員の資格と報酬

公益社団法人では、従来の社団法人に比較して格段に厳しい資格（欠格事項）が役員に求められています。

(1)理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等その他特別の関係ある者の合計数は理事総数の3分の1を超えることはできません。

(2)国税または地方税に関する法律を偽り、その他不正行為により脱税などの違反行為をし、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年経過しない者。

(3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

また、公益社団法人の役員に就任する者は、それぞれに与えられた役割を、責任をもって果たす強い意志と実行力、決断力が求められます。

公益社団法人移行後も都岳連役員は無報酬です。しかし、将来有給役員を設置する必要がある場合に備えて、役員報酬規程も別に定めました。詳細は、総会でご案内したとおりです。

5. 総会と理事会

総会の成立と議案の決議には、出席正会員数と表決表・委任状の総数が正会員総数の過

半数を満たすことが条件となります。また、定款の変更、解散の決議など、都岳連にとって特に重要な事項は、理事現在数及び総正会員の各々の議決権の4分の3以上の多数による理事会決議および総会決議が必要となります。

6. 理事会の開催

理事会は必要に応じて会長が招集します。また、理事数の3分の1以上から理事会の招集を請求されたときには、会長は請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければなりません。

理事会成立には理事総数の過半数の出席が必要で、委任状や表決表での出席は認められません。また議案の決議（定款変更や解散等の重要議案は別）は出席理事の過半数をもって行われます。

社会的ステータス（信用力）の向上や各種税制優遇措置を受けるには、しっかりした組織と人材、そして公益目的に合った事業展開が必須です。円滑な組織運営、既存事業の拡充ならびに新規事業の展開には、加盟団体各位からの人材派遣なくしては成り立ちません。倍旧のご指導、ご協力をお願ひいたします。